英国政府、EU離脱協定の合意がなかった場合(「No Brexit Deal」)における 知的財産関係のガイダンス文書を公表

2018 年 9 月 27 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

英国政府は、9月24日、英国がEUを離脱する際に、EUとの間で離脱協定の合意がなかった場合(「No Brexit Deal」)における、知的財産関係のガイダンス文書を公表した。

英国政府と欧州連合(EU)は、英国による EU 離脱に係る協定案につき、依然として交渉中であるところ、本ガイダンス文書によれば、英国は、EU との間で離脱協定に合意することができるよう、鋭意交渉を進めている一方、責任ある政府として、離脱協定の合意がなかった場合を含め、EU 離脱に係るあらゆるシナリオについて準備する必要があるなどとして、本ガイダンス文書を公表している。具体的には、知的財産関係として、①特許、②商標及び意匠、③知的財産権の消尽、④著作権という4つのガイダンス文書が公表されており、各ガイダンス文書の概要は、以下のとおりである。

(1) 特許

- ① 特許及び補充的保護証明書(SPC: Supplementary Protection Certificates) 特許制度において EU レベルの法令に基づくものはそれほど多くないところ、補充的 保護証明書に係る制度は英国特許法で担保されており、当該制度は EU 離脱後も維持されること等が示されている。
- ② 欧州単一特許(UP: Unitary Patent)及び統一特許裁判所(UPC: Unified Patent Court) UPC 協定が施行されていない場合(シナリオ1)、UPC 制度が開始されていない状況となるため、英国企業に特段の影響を与えないこと等が示されている。他方、UPC 協定が施行された場合(シナリオ2)、英国政府は UP 及び UPC の枠組みに残るように務めるものの、仮に英国が UP 及び UPC の枠組みから離脱することとなった場合には、英国内で UP 及び UPC の制度が利用できないこと等が示されている。
- ③ 英国特許に係る連絡先住所及び守秘義務 英国特許に係る連絡先住所の取り扱いに対する直接的な変更はなく、秘匿特権の取り 扱いについても影響はないこと等が示されている。

(2) 商標及び意匠

① 英国における登録商標及び登録意匠の継続的な保護

既存の登録 EU 商標及び登録共同体意匠については、英国による EU 離脱後も、最小限の負担で英国商標及び意匠と同等の権利を付与することによって、引き続き、英国内で保護され、権利行使可能であり続けることを確保すること、及び、EU 離脱時点

で出願係属中となっている EU 商標出願及び登録共同体意匠出願については、EU 離脱 日から 9 月以内は、EU 出願日を維持した形で、英国内において同等の権利保護を求 めて出願することを可能とすること等が示されている。

② 非登録共同体意匠の継続的な保護

既存の非登録共同体意匠については、英国による EU 離脱後も、引き続き、英国内で保護され、権利行使可能であり続けることを確保すること、及び、英国では、非登録 共同体意匠と同様の性質をもつ、英国における非登録意匠の権利(補充的非登録意匠 権)を新設すること等が示されている。

③ 英国商標及び意匠に係る連絡先住所及び守秘義務 英国商標及び意匠に係る連絡先住所の取り扱いに対する直接的な変更はなく、秘匿特権の取り扱いについても影響はないこと等が示されている。

(3) 知的財産権の消尽

英国は、現在、欧州経済領域(EEA)構成国であるところ、英国による EU 離脱後、 英国は EEA における知的財産権の消尽を継続して認めることから、EEA から英国内 への並行輸入については、これまでと同様に、知的財産権の消尽が認められる一方、 英国から EEA 内への並行輸入については、(英国が EEA の枠組みにも残留しないこと を念頭に)知的財産権の消尽が認められないこと等が示されている。

(4) 著作権

著作権及び関連する権利については、EU レベルの法令があるところ、英国による EU 離脱後、EU レベル (EU 指令)で規定されるデータベース権 (EU だけでなく EEA も対象)について、(英国が EEA の枠組みにも残留しないことを念頭に) EEA 加盟国は英国民や英国企業に対してデータベース権を認める義務はないことから、英国でデータベースを有する英国民や英国企業は、EEE 内でデータベース権を行使できないこと等が示されている。

なお、本ガイダンス文書において、この文書はあくまでガイダンスであり、具体的な準備をする前に専門家のアドバイスが必要かどうかについては、各自で検討する必要がある 旨指摘されている。

- 英国政府が公表した各ガイダンス文書は、以下参照 -

(特許) Patents if there's no Brexit deal

(商標及び意匠) <u>Trade marks and designs if there's no Brexit deal</u>

(知的財産権の消尽) Exhaustion of intellectual property rights if there's no Brexit deal

(著作権) Copyright if there's no Brexit deal

- Brexit 問題に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 -

英国政府、Brexit 問題に関する白書を公表(2018 年 7 月 13 日) (PDF)

英国、欧州統一特許裁判所(UPC)協定を批准(2018 年 4 月 30 日)(PDF)

欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題(Brexit)の EU 商標及び共同体意匠への 影響に関する Q&A を公表(2018 年 1 月 31 日)(PDF)

英国上院(貴族院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択(2017年12月15日)(PDF) 英国下院(庶民院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院(貴族院)審議へ(2017年12月11日)(PDF)

欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表(2017年9月12日)(PDF) 英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める 共同文書を提出(2017年5月30日)(PDF)

英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表 (2016 年 11月 28 日) (PDF)

英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表(2016 年 8 月 4 日)(PDF)

欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 (2016 年 6 月 27 日) (PDF)

(以上)